

株式会社東日本福祉経営サービス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため、次の様に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日 ～ 令和8年9月30日

2. 内容

目標1： 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

令和3年10月～

男性社員も育児休業を取得できることを周知するため、管理者会議等で定期的な研修を検討。

令和3年10月～

育児休業取得予定者へ育児休業給付概算額の通知、育児休業、育児休業給付、育休休業中の社会保険料免除など、諸制度の周知や育児に関する情報提供を管理本部会議等で定期的な研修を実施する。

目標2： 小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度利用率を向上する。

<対策>

令和3年10月～

管理者もしくは復職予定者への詳細説明。